

奈良県告示第五百四十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣の狩猟期間を延長する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 狩猟期間を延長する第二種特定鳥獣

ニホンジカ

二 対象区域

奈良市（平成十七年三月三十一日において添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村であった地域を除く。）を除く奈良県全域

三 狩猟期間を延長する期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの期間において、毎年二月十六日から三月十五日まで